

公共施設への再生可能エネルギー設備設置に向けた 実施設計・地域振興活用調査業務委託仕様書

1 業務名

公共施設への再生可能エネルギー設備設置に向けた実施設計・地域振興活用調査業務

2 調査の目的

平戸市では、脱炭素社会（ゼロカーボンシティひらど）の実現のため、温室効果ガス排出量について 2013 年度を基準年度として 2030 年度に 60%削減、2050 年度までには実質ゼロを目指している。その実現には、市民、事業者及び行政が一体となった地域裨益型の取組みが重要であり、まずは行政自らが率先して取り組むとともに、地域全体の脱炭素化を牽引することが必要である。

本事業は、平戸市南部市民屋内運動場（平戸市辻町199番地）（以下「屋内運動場」という。）の建替えを機会に、地域資源を利用した再生可能エネルギー設備を導入するため、隣接する公共施設（平戸市多目的研修センター（多目的運動広場の照明を含む。平戸市辻町199番地）（以下「多目的研修センター」という。））への電力供給による、災害時レジリエンス強化を踏まえた調査を行うとともに、設備導入にかかる実施設計書を作成し、地域の環境価値向上や地域の課題解決に繋げることを目的とする。

3 履行期間

契約日から令和 8 年 12 月 23 日（水）まで

4 業務内容

(1) 計画・準備

業務実施にあたり必要な計画及び準備等を行い、業務計画書を作成

(2) 設備仕様の調査

ア 現地調査

(ア) 屋内運動場への太陽光発電設備設置に係る都市計画、規制、条例等の有無及びその内容に係る調査

(イ) 太陽光発電設備を設置する際に留意すべき近隣施設等の有無に係る調査

(ウ) 現状設置を計画する屋内運動場屋根の設置可能箇所に係る調査

(エ) 設備設置検討に必要な施設側技術資料（建物図面・構造計算書等）の確認

(オ) その他

イ 太陽光発電設備のシステム仕様に係る調査

(ア) 現地調査結果等に基づくパネル設置可能容量に係る調査

(イ) パネル設置可能容量等に基づくパワーコンディショナ容量に係る調査

(ウ) 前項の算出結果に基づく予想年間発電量に係る調査

(エ) ペロブスカイト等先端技術を選択肢に含めた、パネル仕様に係る調査

(オ) 設備運用に係る調査

(カ) その他

(3) 余剰電力活用に係る調査

ア 余剰電力量に係る調査

(ア) 屋内運動場及び隣接する多目的研修センターのエネルギー需要量調査

※多目的研修センターの使用電力量実績は市より提供

(イ) 余剰電力量に係る調査

イ 最適な蓄電池容量に係る調査

ウ 屋内内運動場・多目的研修センター両施設間での電力融通回路に係る調査

エ 非常時の蓄電池活用に係る調査

(ア) 災害発生時に担保すべき電力負荷に係る調査

(イ) 蓄電池導入に伴う施設の稼働継続時間に係る調査

オ その他

(4) 導入設備の実施設計

ア 実施設計図（A 1 版）

(ア) 図面リスト

(イ) 電気設備工事特記仕様書

(ウ) 配置図

(エ) 太陽光設備特記仕様書

(オ) 既存高圧受変電設備単線結線図

(カ) 機器参考姿図

(キ) 太陽光発電設備 単線結線図

(ク) 太陽光発電設備 システム構成図

(ケ) 太陽光パネル モジュール平面図等

(コ) 太陽光発電設備 平面図（平戸市南部市民屋内運動場）

(サ) 概略工程表

(シ) 太陽光発電設備関連図書（太陽光発電容量及び蓄電池容量算定根拠資料を含む。）

イ 事業費内訳書（A 4 版）

(ア) 営繕積算システム R I B C 2

(イ) 単価（見積書比較表を含む。）及び数量等の算出根拠資料

(5) 事業採算性に係る調査

ア 国（経済産業省資源エネルギー庁）「エネルギー構造高度化・転換理解促進事業」の募集要件と合致する施工コストの調査

イ 設備運用コスト、維持管理コスト及び廃棄コストを算出し、従来の電力コストと比較した事業採算性の調査

ウ その他

(6) 太陽光発電設備設置による地域振興事業に係る調査

ア 実現可能な事業を調査することを目的に、庁内関連部署との事前調整、意見交換の実施

イ 太陽光発電設備設置によるレジリエンス向上に係る調査

(ア) 施設周辺地域のレジリエンスの現状に係る調査

(イ) 地域のレジリエンス向上へ向け、屋内運動場及び多目的研修センターが災害時に果たす役割に係る調査

- (ウ) 上記役割を果たすために必要な電力負荷に係る調査
- (エ) 上記負荷に対し、(3)イ項にて算出された蓄電池容量によるレジリエンス向上効果に係る調査
- (オ) 蓄電池以外にレジリエンス向上に資する設備（パワーコンディショナ等）に係る調査
- ウ スポーツ等による地域振興に対する太陽光発電設備の貢献度に係る調査
 - (ア) 太陽光発電設備を設置した施設に関連したスポーツイベント等、地域振興に資する活動に係る調査
 - (イ) 上記活動による定量的・定性的効果に係る調査
- エ その他地域課題解決に資する活動に係る調査
- (7) 報告書作成
 - ア (2)、(3)、(5)及び(6)の調査結果、並びに(4)の成果物を取りまとめた報告書の作成
 - イ 納品は下記のとおり。
 - (ア) 紙出力 正副各1部
 - (イ) 電子データ 1部
 - ウ 提出場所
平戸市 市民生活部 市民課

5 平戸市との打ち合わせ・議事録の作成

キックオフ、中間報告及び成果報告を対面にて実施。この他必要に応じて、対面もしくはオンラインにて実施。受託者は、打ち合わせ及び協議の都度、議事録を作成し、提出すること。

6 提出書類

- (1) 業務着手時
 - ア 工程表
- (2) 業務完了時
 - ア 業務完了報告書
 - イ 成果物引渡書
 - ウ 請求書

7 検査

受託者は、業務完了後に、成果品を提出し完成検査を受けること。業務途中でも委託者の請求があった場合には、検査に応じること。また、納品後に成果品に不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足その他の措置を行わなければならない。

8 疑義

受託者は、業務実施に対し疑義が生じた場合は、委託者と協議し解決すること。

9 留意事項

(1) 個人情報の保護

受託者は、本業務で知り得た個人情報については、本業務でのみ活用するものとし、他の業務に利用してはならない。また、個人情報の管理の徹底を図るとともに、外部に流出しないよう適切な措置を講じなければならない。

(2) 調査内容等の第三者への提供の禁止

ア 受託者は、本業務で知り得た内容を、第三者に提供してはならない。

イ 受託者は市長が認めた場合を除き、受託内容を他の用途に利用してはならない。

(3) 調査データの保護

ア 受託者は、本業務の内容を第三者に漏らしてはいけない。

イ 再委託する場合は、個人情報や調査内容の保護については、受託者が責任をもって管理すること。

ウ 受託者は、業務委託契約終了後もデータの保護を行うこと。

(4) 法令の遵守

受託者は、業務の遂行にあたり、平戸市契約規則及び平戸市個人情報条例、その他関係法令等を遵守すること。

(5) その他

ア 成果物の所有権、著作権、利用権は委託者に帰属するものとする。受託者は委託者の許可なく成果物を公表及び貸与してはならない。また、関係機関から提供を受けた資料については、管理、保管を十分に行うとともに、情報の外部への漏えいについては十分注意すること。

イ 委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、受託者が負担すること。

ウ 本仕様書に記載のない事項等については、委託者と受託者の協議により決定すること。